

熊本県アサリ資源回復計画

平成17年3月30日公表

1 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 資源の特性と資源水準の現状

アサリは、日本の沿岸域をはじめアジア大陸東部沿岸域に広く分布する小型二枚貝である。主に潮間帯から潮下帯（水深5m程度）にかけて生息し、熊本県の海域においては、砂泥質から転石の沿岸域に漁場が形成されている。このため、県下のほとんどの潮間帯（一部は潮下帯）において、第1種共同漁業権に基づくアサリ採貝漁業が行われている。

産卵の時期や回数は海域によって異なるが、熊本県海域においては、春季と秋季の年2回である。

受精後、約1ヶ月程度の浮遊生活期を持つため、この間は、広く海中を移動・分散する。浮遊生活を経た後、変態して海底に着底し、その後は広範囲の移動は行わない。

熊本県有明海域においては、着底したアサリは、約1年で殻長28mm、殻幅12mmに成長するとされており（中原・那須2002）、北海道などの北の海域に比べて、成長速度が早いことが特徴である。

熊本県は、有明海や八代海（不知火海）に広大な干潟を有し、全国でも有数のアサリの産地である。

1970年代には全国の漁獲量の約40%を占め、日本一の漁獲量を誇っていたが、1977年の65,732トンピークに漁獲量は減少を続け、1995年には2,000トン以下にまで減少した。

漁場にアサリがほとんど生息しない状況の中で、資源管理の必要性が見直され、漁業者による自主的な資源管理や水産基盤整備事業等による漁場の整備等が行われた。これらの取り組みの結果、漁獲量は、2002年に2,912トン（農林水産統計年報）に、2003年には熊本有明海域において卓越年級群が漁獲されたことも加わって6,130トン（農林水産統計年報速報値）に増加した。

現在の資源水準は、1970年代に比べると極めて低位であるものの、増加傾向にあると判断される。

(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

前述のとおり、1977年に65,732トンのピークを記録した漁獲量はその後減少を続け、1995年には2,000トン以下にまで減少した。現在は、1970年代に比べると極めて低位であるものの、資源は増加傾向にあると判断される。

熊本県では、最盛期の1970年代から80年代にかけて、食用を目的とする成貝のほかに、放流用の稚貝として殻長20mm程度のサイズのアサリを出荷していた。稚貝サイズでの出荷は、春季に着底したアサリを、その年の秋には漁獲開始していたことを意味し、当時、干潟のアサリの多くが再生産に寄与していなかったことを示唆するものである。

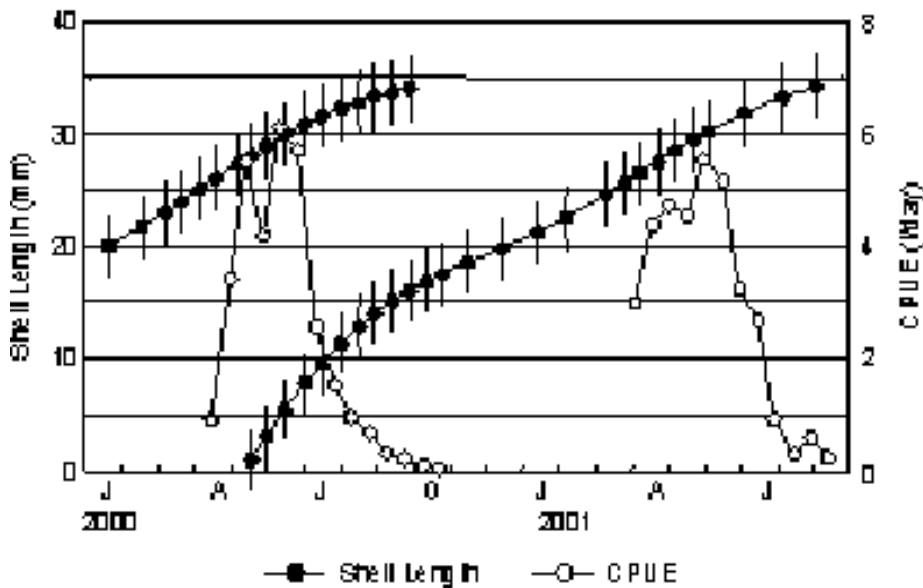
また、成貝についても、資源量の減少とともに漁獲サイズが徐々に小型化し、かつては殻長35mm程度で漁獲されていたが、現在では殻長28mm程度で

漁獲されている。

熊本県海域のアサリの減少原因については、漁場環境の変化等様々な要因が関係していると考えられるが、以上のような漁獲サイズの小型化や稚貝の採捕も大きな要因の一つであり、資源の回復のためには、まず漁獲サイズを引き上げることで産卵母貝を確保し、再生産に結びつけていくことが重要である。

また、アサリ漁業は、地域の基幹産業として位置づけられていることから、アサリ資源を回復させることは、アサリの安定供給や漁業者の所得の向上のみならず、地域経済の発展にも大いに寄与するものと考えられる。

以上のようなことから、熊本県海域のアサリ資源を回復させ、持続可能な利用を目指していくことが必要である。



熊本県緑川河口域における1日あたり漁獲量の推移とアサリの成長

● : アサリ平均殻長 垂線 : 標準偏差

○ : 1日あたり漁獲量 (t/day)

(中原・潮見 2002)

2 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

関係漁業の現状 (漁業種類、管理区分等)

熊本県のアサリを採捕する漁業は、第1種共同漁業権に基づくジョレンあるいは手掘りによる採貝漁業である。

長柄じょれん船びき漁業やポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法等は、熊本県漁業調整規則により禁止されている。

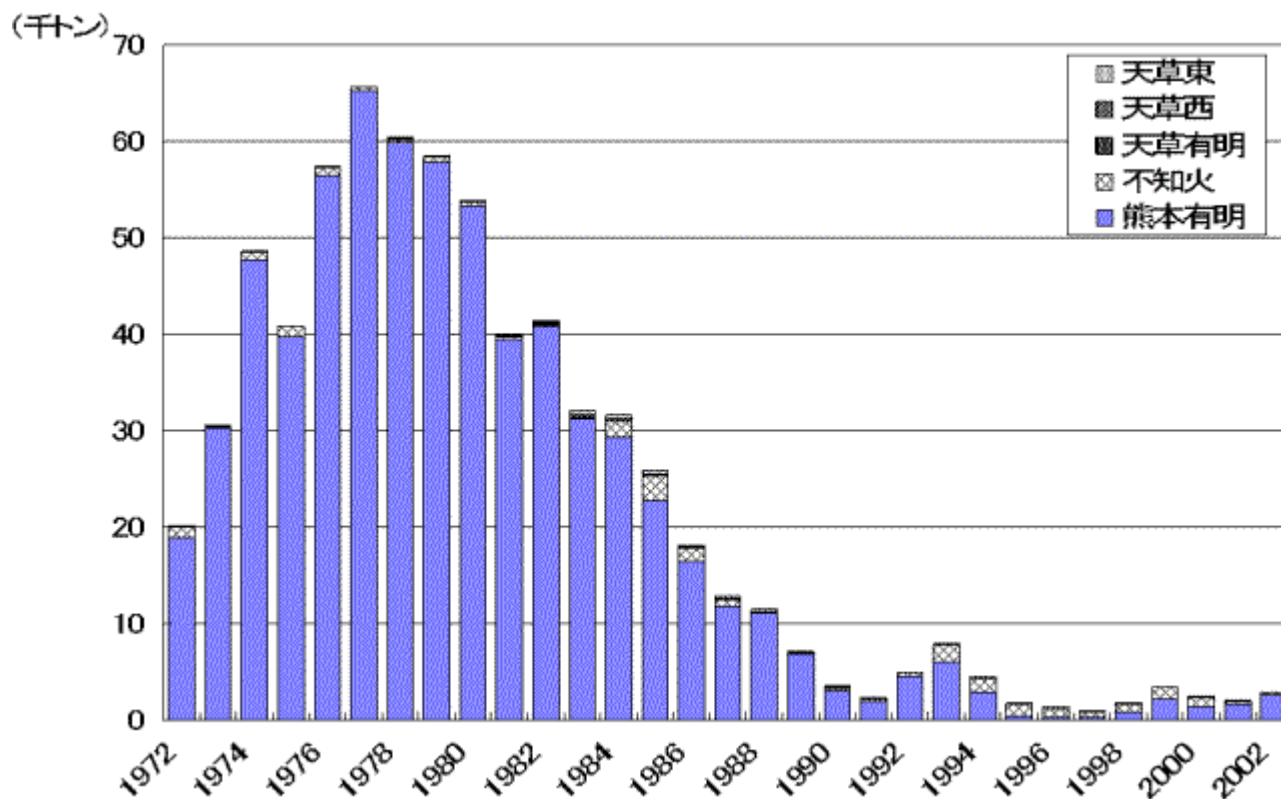
海域ごとの漁業の現状

海域	漁業種類	管理区分	経営体数	操業期間	盛漁期

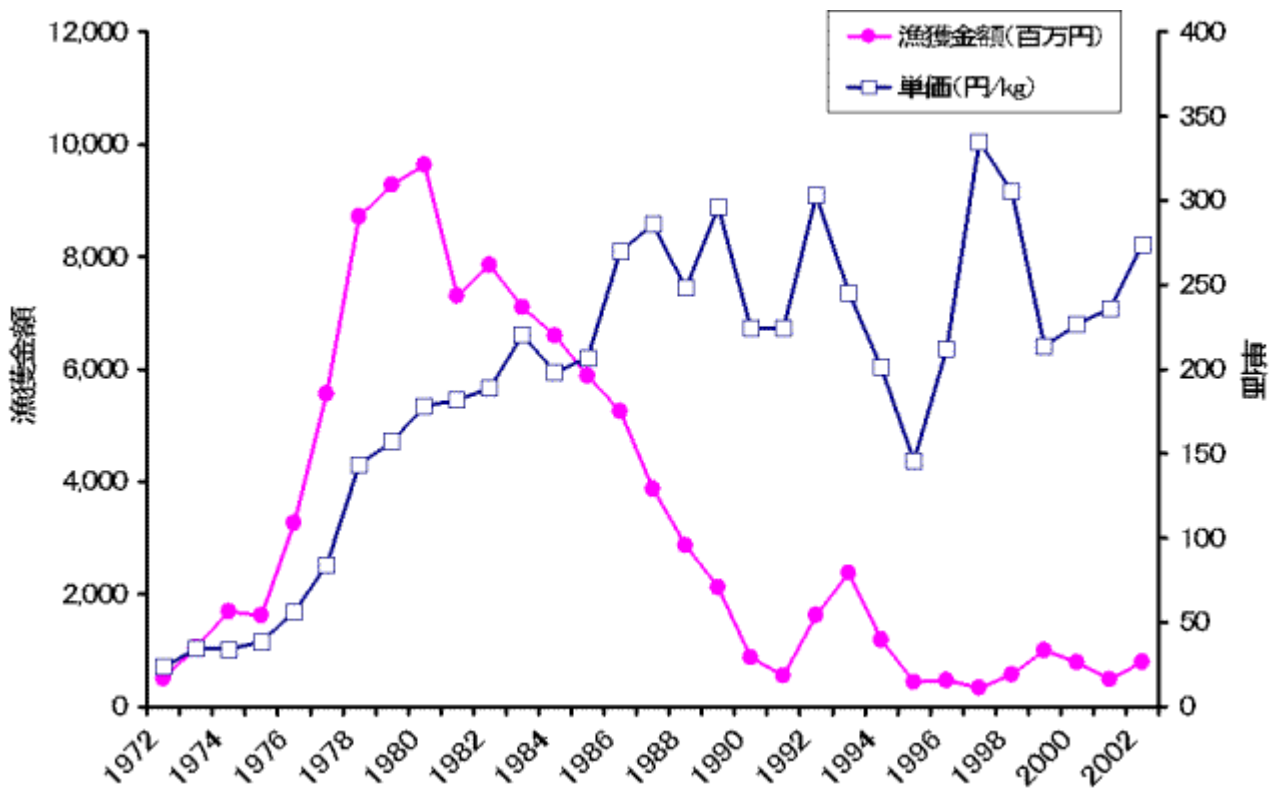
熊本有明	採貝漁業	第1種共同 漁業権漁業	1,451	周年 (一部漁業 権行使規則 による制限 あり)	春季から 秋季
天草有明			37		
天草西			-		
天草東			49		
不知火			350		

(農林水産統計年報2002)

漁獲量、漁獲金額の推移 (海域別)



(農林水産統計年報)



(農林水産統計年報)

漁業形態及び経営の現状

アサリ採貝漁業は、2～3人からなる家族経営体で行われている。熊本有明海域においては、ノリ養殖漁業との兼業が多く、一部の地域では周年にわたって操業を行う採貝専門の経営体がある。八代域においては、ノリ養殖漁業や流し網等の漁船漁業との兼業、天草地域においては、様々な漁船漁業との兼業が多い。

消費と流通の現状

熊本有明海及び八代地域で漁獲されたアサリは、ほぼ全量が県漁連もしくは漁協の共販によって、仲買業者を通じて県内外に流通し消費されている。また、天草地域においては、主に地元市場へ出荷され、流通、消費されている。

ただし、資源水準が極めて低いレベルにある地先(漁協)においては、自家消費として漁獲されるのみで、市場流通は行われていない。

(1) 資源管理等の現状

関係漁業の主な資源管理措置

熊本県のアサリについては、漁業調整規則や漁協ごとの漁業者の自主的な取り組みにより資源管理が行われている。

主な資源管理措置

海域	市町名	漁業種類	漁業調整規則等	自主的な取り組み等

熊本有明	荒尾市 ～長洲町	採貝 漁業	殻長2cm以下の採 捕・所持・販売禁止 長柄じょれん船びき 漁業の禁止 ポンプを使用して生 ずる水流を利用する 漁法の禁止	漁具制限 漁獲サイズ制限 禁漁期の設定 保護区の設定 等について、漁 協ごとに取り組 んでいる。
	岱明町 ～横島町			
	熊本市河内 ～沖新			
	熊本市畠口～ 宇土市網田			
不知火	宇城市三角～ 水俣市			
天草有明	上天草市 大矢野町登立 ～五和町鬼池			
天草西	五和町二江 ～牛深市久玉			
天草東	上天草市 大矢野町維和 ～牛深市深海			

遊漁の現状

近年はアサリ資源の減少により遊漁を中止している漁協がほとんどである。資源状況が比較的良好な漁場においては、市町や漁協主催の観光イベントとして潮干狩りが開催されているところもある。

資源の積極的培養措置

アサリの生息環境を改善するために、水産基盤整備事業による覆砂・作れい等を実施している。

また、アサリの保護培養を目的とした保護水面を指定し、禁漁による繁殖保護や漁場の管理等を実施している。

漁場環境の保全措置

海底清掃や、食害生物であるナルトビエイやツメタガイの駆除等を実施している。

3 資源回復の目標

過去の最大漁獲量は、漁獲圧を過剰にかけた状態で行われた漁獲に起因するものであるため、本計画の目標としては、生態や環境に配慮した持続可能な漁獲量を設定する必要がある。早急に資源を回復させるには、大幅に漁獲努力量を削減する方法も考えられるが、漁家経営や流通等への影響を考慮しながら、段階的に資源回復措置を実施していくこととする。

本計画では、熊本県のアサリ資源を回復させていくための第一段階として、平成17年度から漁獲サイズの制限等を主体とした漁獲努力量削減措置を実施することで、5年後の平成21年度に漁獲量7,000トンを下回らない安定した資源水準に回復させることを目標とする。残りの計画期間の目標値については、平成21年時点の資源水準を評価した上で、再度設定することとする。

なお、この目標値は、現在の漁獲量及び漁家所得を維持しながら資源量の増加を図り、その増加部分については全てを漁獲へ回すのではなく、漁獲サイズをさらに引き

上げることで漁獲量の急激な増加を制限し、資源への再生産へ配分することを想定して設定している。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

資源回復の目標を達成するため、以下の漁獲努力量の削減、資源の積極的培養措置等を実施する。

実施期間は、平成17年度から平成23年度までの7年間とする。

これまでは、漁協もしくは共同漁業権を単位とする自主的な資源管理（地先管理）が行われてきた。しかしながら、浮遊幼生期には地先を越えて広域に移動分散すること、同一の資源が複数の地先にまたがっていることなどから、資源を回復させるには、より広域的となる資源の動向が同一な地域（資源回復計画における地域区分）単位での管理が必要である。

そこで、本計画では、全県下統一的な規制を設けるとともに、新たに資源の動向が同一な地域（資源回復計画における地域区分）単位での管理手法を導入し、それぞれの地域ごとに、資源の状況に応じた資源管理を実施することによって、効率的に資源の回復を図ることとする。

また、地域ごとに資源の水準や漁獲形態の差異が大きいことを踏まえ、具体的な漁獲努力量削減措置については、資源調査の結果を参考に、毎年、資源回復計画における地域区分ごとに定めることとする。

なお、これらの漁獲努力量削減措置に加えて、水産基盤整備事業等の支援措置も併せて実施することで、効率的な資源の回復を図ることとする。

（1）漁獲努力量の削減措置

漁獲努力量削減措置は、県下統一的に取り組む措置と地域ごとの資源状況に応じて取り組む措置を組み合わせにより実施する。

< 県下統一的な取り組み >

より多くの母貝を確保し、再生産に寄与させるために、まず、現在の漁獲サイズ（殻長28mm、殻幅12mm）未満での漁獲を禁止する。また、資源調査の結果を踏まえながら、漁獲サイズの段階的な引き上げを実施する。

< 地域（資源回復計画における地域区分）ごとの取り組み >

資源評価の結果及び漁獲実態等を踏まえて、漁獲量等の制限を実施する。

また、必要に応じてその他の措置（保護区の設定等）を行うこととする。

海域名	市町名	資源回復計画で用いる地域名	漁獲努力量削減措置
熊本有明	荒尾市 ～長洲町	荒尾・長洲地域	漁獲サイズの制限 ・殻幅12mm（殻長28mm相当）未満の漁獲禁止
		菊池川河口域	

	岱明町 ～ 横島町		・ 段階的な漁獲サイズの引き上げ 漁獲量等の制限 ・ 漁獲実態等を踏まえながら、1人1日当たりの漁獲量や操業日数等を設定する。
	熊本市河内 ～ 沖新	白川河口域	
	熊本市畠口～ 宇土市網田	緑川河口域	
不知火	宇城市三角～ 水俣市	八代地域	
天草有明	上天草市 大矢野町登立 ～ 五和町鬼池	天草地域	
天草西	五和町二江 ～ 牛深市久玉		
天草東	上天草市 大矢野町維和 ～ 牛深市深海		

(2) 資源の積極的培養措置

水産基盤整備事業により、アサリの生息環境を改善するための覆砂・作れい等を実施し、アサリの生息可能な漁場面積を増加させる。
また、アサリを対象とする保護水面の管理を継続して実施する。

(3) 漁場環境の保全措置

海底清掃や、食害生物であるナルトビエイ駆除等を実施する。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

漁獲努力量の削減にあたっては、資源状況や操業状況に応じた漁獲サイズ等の設定が必要であるが、県等が行う資源動向調査や漁協からの漁獲量報告等をもとに、毎年、具体的な漁獲量の試算を行い、資源の状況に順応して実施することとする。

これらの実効性を担保するため、漁獲サイズ等の規制について、熊本県漁業調整規則の改正等の公的担保措置について検討していくこととする。

なお、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量の設定については、資源動向を見ながら、必要性が生じた場合に検討することとする。

6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に対する経営安定策

漁獲サイズを大型化することで、漁獲量は一時的に減少するが、サイズの大型化によって単価が向上することも想定されるため、県漁連や漁協等の共販体制と連携をとりながら、漁家所得の維持安定を目指すこととする。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

水産基盤整備事業により、アサリの生息環境を改善するための覆砂・作れい等の支援措置を実施する。

また、アサリを対象とする保護水面の管理も継続して実施する。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置
海底清掃や、ナルトビエイの駆除等について支援する。

7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

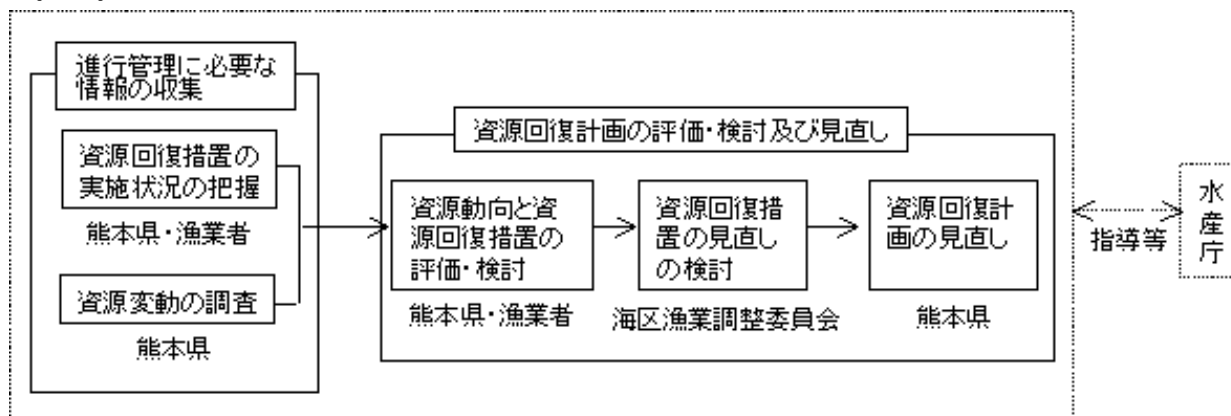
(2) 資源動向の調査

県は、関係機関と連携して、アサリ資源についての調査・評価体制を構築し、資源状況の把握を行う。

(3) 資源回復の見直し

県は、毎年の資源調査及び評価、漁獲状況や資源回復措置の実施状況を踏まえ、資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8 その他（関連する消費・流通対策、国民の理解促進のための広報等）

漁獲努力量削減措置の1つである地域別の漁獲量制限については、県等が行う7

(2)の資源動向の調査結果を踏まえて、学識経験者や流通関係者、漁業代表者等から構成される熊本県つくり育て管理する漁業推進協議会、並びに漁業者代表から構成される熊本県資源管理実践協議会及びアサリ部会等において検討することとする。

資源回復計画は、水産資源の回復を図ることで、将来的に県民等に対する水産物の安定供給を実現していくための施策であるが、漁業者による漁獲努力量削減の取り組みのほか、資源の積極的培養措置等とこれに伴う必要な支援を行うものであることから、県民の理解を得ながら計画を進めていく必要があり、計画並びに進捗状況について広く情報提供を行うこととする。また、著しく需給のバランスを欠くことがないよう、持続的・安定的なアサリの供給に配慮しながら計画を進めていくこととする。

別表 本計画の対象海域

(熊本県において第1種共同漁業権に基づきアサリ漁業を行う海域全て)

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	海域名	市町名	資源回復計画で用いる地域名																			
有共第1号	第1種共同漁業	アサリ漁業	熊本有明	荒尾市 ～長洲町	荒尾・長洲地域																			
有共第2号				岱明町 ～横島町	菊池川河口域																			
有共第3号						熊本市河内 ～沖新	白川河口域																	
有共第4号								熊本市畠口 ～宇土市網田	緑川河口域															
有共第5号										不知火	宇城市三角 ～水俣市	八代地域												
有共第6号				天草有明	上天草市 大矢野町登立 ～五和町鬼池								天草地域											
有共第7号														天草西	五和町二江 ～牛深市久玉									
有共第8号																天草東	上天草市 大矢野町維和 ～牛深市深海							
有共第9号				天共第1号																				
有共第10号						天共第2号																		
有共第11号														天共第3号										
有共第12号																		天共第4号						
有共第13号																				天共第5号				
有共第14号																						天共第6号		
有共第15号										天共第7号														
有共第16号			天共第8号																					
有共第17号													天共第9号											
有共第18号																	天共第10号							
有共第19号								天共第11号																
有共第20号																								
有共第21号	天共第13号																							
火共第1号				天共第1号																				
火共第2号						天共第2号																		
火共第3号														天共第3号										
火共第4号																		天共第4号						
火共第5号																				天共第5号				
火共第6号																						天共第6号		
火共第7号				天共第7号																				
天共第1号			天共第8号																					
天共第2号							天共第9号																	
天共第3号											天共第10号													
天共第4号								天共第11号																
天共第5号													天共第12号											
天共第6号	天共第13号																							
天共第7号																								
天共第8号																								
天共第9号																								
天共第10号																								
天共第11号																								
天共第12号																								
天共第13号																								

熊本県共同漁業権連絡図

平成15年9月（免許）

